

公立大学法人福山市立大学の業務実績評価実施要領

2021年（令和3年）12月16日

福山市公立大学法人評価委員会決定

2024年（令和6年）7月12日

一部改正

「公立大学法人福山市立大学の業務実績の評価の実施に係る基本方針」に基づき、福山市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人福山市立大学（以下「法人」という。）の「中期目標期間の業務実績に係る事前評価」（以下「事前評価」という。）及び「中期目標期間の業務実績評価」（以下「中期目標期間評価」という。）を実施する際の必要な事項について定める。

1 評価の方法

(1) 事前評価

ア 中期目標期間の4年経過時に実施する事前評価は、次期中期目標の策定に向けて、法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため、中期計画に係る取組実績及び達成の見込みを調査・分析し、総合的な評価を踏まえて次期中期目標期間に取り組むべき事項について提言する。

イ 法人が提出する業務実績報告書（以下「報告書」という。）に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

ウ 「項目別評価」は、報告書をもとに、中期目標に掲げる項目ごとに、中期目標の達成に向けた進捗状況について評価する。

エ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を総合的に評価し、次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性について提言する。

オ 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第79条の規定に基づき、教育研究に関しては、認証評価の評価結果を踏まえて評価する。

(2) 中期目標期間評価

ア 中期目標期間終了後に実施する中期目標期間評価は、中期目標期間の最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期計画の実施状況を調査・分析し、総合的に評価する。

イ 法人が提出する報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

ウ 「項目別評価」は、報告書をもとに、中期目標に掲げる項目ごとに、中期目標の達成状況について評価する。

エ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期目標の達成状況について、総合的に評価する。

オ 法第79条の規定に基づき、教育研究に関しては、認証評価の評価結果を踏まえて評価する。

2 評価の具体的な実施方法

(1) 事前評価

ア 法人による自己点検・評価

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績等について記載した報告書を作成し、評価委員会に提出する。

報告書には、中期目標期間の1～4年目の業務実績、5・6年目の実施予定等を記述し、中期計画の項目ごとに、その達成の見込みの評価をⅠ～Ⅳの4段階で行う。

併せて、評価結果がⅠ又はⅡ若しくはⅢであっても何らかの課題を認識している項目について、その課題と対策を記述する。

また、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

【評価基準】

Ⅳ：中期計画を上回って達成できる見込みである。

Ⅲ：中期計画を達成できる見込みである。

Ⅱ：中期計画を達成できない見込みである。

Ⅰ：中期計画を大幅に下回る見込みである。又は実施していない。

イ 評価委員会による検証・評価

評価委員会においては、次に掲げる評価等を行う。また、評価実施後に、評価結果を作成する。

(ア) 業務実績等の調査・分析

法人から提出された報告書に基づき、業務の実績等について、調査・分析を行う。

また、調査・分析の過程で必要が生じた場合は、法人に対し追加資料の提出やヒアリングを求めることができるものとする。

(イ) 項目別評価

調査・分析結果を踏まえ、中期目標の項目ごとに、中期目標の達成に向けた進捗状況の評価をS～Dの5段階で行い、併せて、法人の主な取組状況等を記述する。

【評価基準】 ※（ ）内は判断の目安

S：中期目標達成に向け、中期計画の進捗が特筆すべき状況にある。

(評価委員会が特に認める場合)

A：計画が順調に進んでいる。

(法人による自己点検・評価が全てⅢ又はⅣ)

B：概ね計画どおり進んでいる。

(法人による自己点検・評価においてⅢ又はⅣが9割以上)

C：進捗がやや遅れている。

(法人による自己点検・評価においてⅢ又はⅣが9割未満)

D：進捗が著しく遅れており、大幅な改善が必要である。
(評価委員会が特に認める場合)

(ウ) 全体評価

項目別評価の結果を、記述式により総合的に評価し、法人が次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性について提言する。

ウ 法人からの意見申出の機会の設定

評価委員会は、評価の決定に当たり、評価の正確性を確保するために、法人からの意見申出の機会を設ける。

エ 評価結果の通知・公表

評価委員会は、決定した評価結果を速やかに法人通知する。その際、必要に応じて、業務運営の改善その他の勧告を行う。

また、評価委員会は、法人に通知した評価結果及び勧告の内容を福山市長に報告するとともに公表する。

(2) 中期目標期間評価

ア 法人による自己点検・評価

中期目標期間における業務の実績等について記載した報告書を作成し、評価委員会に提出する。

報告書には、中期目標期間の5・6年目の業務実績等（事前評価に係る報告書における5・6年目の実施予定の記載から内容に変更が生じているものについては、その具体を含む。）を記述し、事前評価結果を参照して、中期計画の項目ごとに、その達成状況の評価をⅠ～Ⅳの4段階で行う。

また、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

【評価基準】

Ⅳ：中期計画を上回って達成している。

Ⅲ：中期計画を達成している。

Ⅱ：中期計画を達成できていない。

Ⅰ：中期計画を大幅に下回った。又は実施していない。

イ 評価委員会による検証・評価

評価委員会においては、次に掲げる評価等を行う。また、評価実施後に、評価結果を作成する。

(ア) 業務実績等の調査・分析

法人から提出された報告書に基づき、業務の実績等について、調査・分析を行う。

また、調査・分析の過程で必要が生じた場合は、法人に対し追加資料の提出やヒアリングを求めることができるものとする。

(イ) 項目別評価

調査・分析結果を踏まえ、中期目標の項目ごとに、達成状況の評価をS～Dの

5段階で行い、併せて、法人の主な取組状況等を記述する。

【評価基準】 ※（ ）内は判断の目安

S：中期目標を上回る特筆すべき状況にある。

（評価委員会が特に認める場合）

A：中期目標を達成している。

（法人による自己点検・評価が全てⅢ又はⅣ）

B：中期目標を概ね達成している。

（法人による自己点検・評価においてⅢ又はⅣが9割以上）

C：中期目標の達成が不十分である。

（法人による自己点検・評価においてⅢ又はⅣが9割未満）

D：中期目標を達成しておらず、大幅な改善が必要である。

（評価委員会が特に認める場合）

(ウ) 全体評価

項目別評価の結果を、記述式により総合的に評価する。

ウ 法人からの意見申出の機会の設定

評価委員会は、評価の決定に当たり、評価の正確性を確保するために、法人からの意見申出の機会を設ける。

エ 評価結果の通知・公表

評価委員会は、決定した評価結果を速やかに法人通知する。その際、必要に応じて、業務運営の改善その他の勧告を行う。

また、評価委員会は、法人に通知した評価結果及び勧告の内容を福山市長に報告するとともに公表する。

3 評価のスケジュール

評価は、概ね次のスケジュールにより実施する。

～6月末 法人が自己点検・評価を実施し、評価委員会に報告書を提出

7～8月 評価委員会による調査・分析（ヒアリングを含む。）

評価結果（案）の策定

評価結果（案）に対して法人からの意見申出の機会の設定

評価結果の決定、法人への通知

市長への報告

9月 評価結果の議会報告、公表

4 その他

(1) 報告書及び評価結果の様式は、別に定める。

(2) 本要領は、必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。